

少子化の反転及び「こどもまんなか」の
理念実現に向けたこども・子育て政策の
充実強化について

令和8年5月25日
中国地方知事会

少子化の反転及び「こどもまんなか」の理念実現に向けた こども・子育て政策の充実強化について

令和7年の出生数（外国人を含む速報値）が過去最少となるなど少子化の問題は深刻さを増しており、国及び各地方自治体において喫緊の最重要課題となっている。

少子化の背景には、経済的不安や出会いの機会の減少、子育ての負担感や育児、教育に係る費用負担など、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を阻害する様々な要因が絡み合っている。

こうした中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に盛り込まれた施策のうち、児童手当の拡充、保育所等の4・5歳児の職員配置基準改善やこどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止などについては既に実現されており、その他の施策についても財源論を含めて検討・具体化が進められているところである。

こども・子育て政策の強化に向けては国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があり、適切な役割分担のもと、地方において真に実効性のある取組が展開できるよう、次の事項について強く要請する。

1 国民負担に配慮した財源の安定確保

こども未来戦略に掲げる財源確保の考え方にに基づき、徹底した歳出改革や賃上げなどに取り組むことで、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めること。

また、子育て支援に係る給付サービスについて自治体間の競争が激しくなっている状況があるが、財政力の著しい格差が子育て支援の格差となってきた実情に鑑み、税源偏在是正を図るとともに、こどもの医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の利用料及び給食費の完全無償化、学校給食費の無償化等、本来、国において責任をもって制度設計し財源確保を図るべきものは、国全体としてナショナルスタンダードの観点も踏まえて、早期かつ確実に必要な措置を講ずること。併せて、地方単独事業を含め、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担について適切に措置すること。

2 結婚、出産・子育ての希望をかなえるための若い世代の経済基盤の強化

出生数増への転換に向けた実効性ある対策の一つとして「結婚支援」の重要性を明確に打ち出すとともに、若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整えるため、持続的・構造的な賃上げや雇用環境の整備を進め、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化を図ること。

また、国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討を行う方針が示されたが、具体的な制度設計に当たっては、出産を望む当事者や出産を担う医療現場の実情を十分に踏まえること。

3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービス、経済的支援の拡充と教育の魅力向上・充実

(1) 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、ライフステージを通じた妊娠・出産、子育てに係る経済的支援や子ども・子育て世帯を対象とするサービスの更なる拡充を行うとともに、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、技術的、財政的支援を行うこと。

(2) 学校給食については、令和8年4月から、小学校段階において「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」が実施されたが、実態に応じた基準額の見直しを含めた事業の進め方や小中学校の給食実施状況の違い等を含めた課題の整理を図ること。これを踏まえ、中学校においても、国として責任を持って検討を進めるとともに、小中学校を含めた恒久的かつ安定的な財源を確保すること。

併せて、都道府県における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、十分な検証と必要な支援を行うこと。

(3) 不妊治療費については、令和4年4月から保険の適用が開始されたが、患者の自己負担額が増加する場合は生じ得ることを踏まえ、早期に保険適用前後での自己負担額、患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の範囲等が適切であるか検証するとともに、保険適用外の治療を実施した場合の経済的負担軽減策を講ずること。また、不妊治療を受ける方の治療の選択肢が減らないよう、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。さらに先進医療の受診に対する助成制度を設けることや施設基準の緩和等により、医療保険収載の促進を図ること。加

えて自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

治療と仕事との両立のため、職場環境面においても、不妊治療のための休暇制度の導入促進等への理解の醸成をより一層進めること。

- (4) 母子保健法の改正により、令和3年度から産後ケア事業が市町村の努力義務となり、対象者も「出産後1年を経過しない女子及び乳児」に拡大され、ニーズが増加している。さらに、令和5年度からはケア対象者を拡大するなど利用しやすくなっている。

産後ケアを行う医療機関や助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、乳児の対象月齢に合わせて求められる支援内容や留意すべき事項などのガイドラインへの記載、標準的な委託単価を参考として示すなどの技術的助言や、自治体が独自の取組を行う場合の財政支援を講ずること。

- (5) 次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上など保育士確保策、保育の受け皿の整備拡大といった量的な確保を確実にを行うために必要な予算総額を確保することに加え、人口減少地域においても持続可能な保育の提供が行えるよう、必要な対応を進めること。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う重要な時期であり、乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等もあることも踏まえ、保育士等の研修体制の充実など乳幼児期の教育・保育の質の向上を着実に進めるとともに、子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

さらに、「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可（又は登録）制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。

併せて、家庭で保育を行う世帯や就学期の児童・生徒も含めた、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

- (6) 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、全ての自治体における施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、保育対策総合支援事業について、保育の質の向上を図るための十

分な予算を確保すること。

(7) こども誰でも通園制度については、令和8年4月からの本格実施の状況を確認し、保育人材の不足等、地域の実情に応じて、対象児童の年齢、保育時間などに柔軟に対応できる制度とするなど、各自治体や施設が取り組みやすい体制や仕組みに改めるとともに、事業運営に必要な財政措置を講ずること。

(8) こどもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育てを両立するための子育て環境整備を更に進めるため、放課後児童クラブの施設整備の補助基準額の増額や社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修及び修繕に対応可能な整備区分の拡充による財政支援のほか、放課後児童支援員の認定資格研修に係る受講要件の緩和など、放課後児童クラブの充実に必要な措置を講ずること。

また、運営改善努力が反映され、将来の運営体制充実に資する支援方式を検討すること。

(9) 次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

(10) こどもの貧困対策や居場所づくり、いじめや不登校、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・若者に対して行う地方の実情に応じた取組へ支援を行うこと。

特に、小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校児童生徒への支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員については、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。

(11) こどもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。

また、次期中期目標の検討に当たっては、地方の実情に合わせて、宿泊体験活動の実施体制に大きな影響が生じることがないようにすること。

(12) 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。

また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料の標準額について、進学希望者が進学を諦めなければならないような引上げは行わないこと。あわせて、高等修学支援新制度をはじめとする支援策の拡充を図ること。

さらに、地方の国立大学が地域で活躍する人材を供給し続ける拠点として、地域の存続と発展を支える中核的な役割を果たしていくために、国立大学法人運営費交付金について、今後も見込まれるエネルギー価格や物価高騰、人件費水準の上昇に適切に対応できるよう、令和8年度において、令和7年度の補正後の予算額を上回る規模での確実な補正予算措置を図ること。

また、令和9年度以降においては、社会情勢の変化に伴うエネルギー価格等のコスト増を織り込んだ必要な予算を可能な限り当初予算で措置するなど、補正予算を前提としない安定的な予算編成へと転換すること。

(13) いわゆる高校無償化を契機に、公立高校への支援として創設された高等学校等教育改革促進事業（以下、基金事業という。）では、私立高校には無条件で国費が授業料に充当されている一方、公立高校に対しては教育改革を必須の条件とするなど、一定の交付要件が課されている。また、教員の働き方改革にも配慮しつつ、都道府県からの申請内容を踏まえ、地方の実情に応じた活用しやすい制度への改善を検討すること。

加えて、基金事業に続く支援制度として創設予定の高等学校教育改革交付金（仮称）については、地方の裁量で地方の実情にあった高校教育の全般的な底上げができる柔軟な制度となるよう、以下の事項を実施すること。

- ① すべての公立高校（特別支援学校の高等部を含む）を対象とした上で、教育改革などの義務付けや交付対象校の限定等の要件を設定しないこと。
- ② 公立高校で、地域の産業などで活躍する人材を育成していけるよう、教育を行う上での根幹となる「ヒト」の充実を図るための経費（標準定数を上回る教員の加配、外部人材の配置等）を対象とすること。
- ③ 基金事業で実施した改革先導拠点の取組の充実や、成果の普及を図るため、継続的な経費や協力校側の整備等を対象とすること。
- ④ すべての公立高校が確実に支援を受けられるよう、必要な予算総額を確保した上で、自治体に財政負担が生じない制度とすること。

(14) 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善された。また、中学校についても令和8年度から3年をかけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されるが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(15) 学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われており、学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することが困難であり、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていないおそれがある。

義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とするため、児童生徒の確かな学力の育成や児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等が必要である。

文部科学大臣は、令和6年11月の全国知事会議で「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在する」と表明され、また、令和7年8月の大臣記者会見では「全国学力・学習状況調査に関する令和6年度経年変化分析調査結果でのスコア低下、令和7年度悉皆調査結果で基本的な

概念の理解・定着が十分でない児童生徒がいることが明らかになったことは大変重く受け止めている」と発言されている。

これらの課題に対応するため、学習内容の削減が実施されるよう、実質的な学習指導要領の内容の厳選を行うこと。

- (16) 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。
- (17) 子どもたちへのより良い教育の実現に向けて、教員の働き方改革を進めていく中で、部活動指導による教員の負担軽減には、学校部活動の地域展開を着実に進める必要がある。教員による部活動指導に代わる地域クラブ活動等の浸透に向けては、実際に指導に当たる指導者を質と量の両面で充実させる必要があることから、人材確保に向けた十分な財政措置を行うこと。
- (18) 重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患については、特定の地域での期間限定の実証事業にとどまらず現行の20疾患と同様に、全国を対象とした継続的な新生児マススクリーニング検査の国支援の対象とすること。
- (19) 新生児聴覚検査について、より多くの医療機関において検査や精密検査が受けられるよう、新生児聴覚検査の機器の買い替えに伴う財政支援を継続するとともに、精密検査に必要な検査機器の購入に係る財政支援を行うこと。
- (20) 1か月児健康診査及び5歳児健康診査については、マニュアル作成等による技術的支援を継続するとともに、市町村が地域の実情に応じた形で実施する場合など広く国庫補助の対象とすること。また、今後の全国展開に向けた制度設計にあたっては、特に5歳児健康診査について、発達障害の疑いと診断された児の診療体制、保育・教育部門との連携など、健診後のフォロー体制を含め、地域の実態を踏まえた上で検討を行うこと。

4 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育て等との両立に向け、「育児・介護休業法」が改正され、令和7年度から様々な支援が強化されることとなったが、所定外労働の制限や、テレワーク、短時間勤務といった柔軟な働き方を実現するための措置について、引き続き周知徹底を図るとともに対象となる子の年齢を更に拡大すること。また、育児休業の取得促進とその期間中の経済的な安定を図るため、手取りで10割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

加えて、令和5年12月に決定された「こども未来戦略」に掲げる男性の育児休業取得率85%（2030年）の目標達成に向け、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現し、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきや社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めること。

さらに、労働・雇用環境の整備を進めるにあたっては、人材面や資金面で課題を抱える中小企業への支援を強化するとともに、男性も家事・育児等を行うことが当たり前と捉えられる社会に向けた理解促進を図ること。

令和8年5月25日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	横	田	美	香
山口県知事	村	岡	嗣	政